

News - Spot

県下金融機関における相続手続の共通化の拡大について

香川県信用金庫協会
高松信用金庫
理事長 大橋 和夫
観音寺信用金庫
理事長 須田 雅夫

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県信用金庫協会（高松信用金庫 理事長 大橋和夫、観音寺信用金庫 理事長 須田雅夫）は、令和5年10月2日（月）より、株式会社百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）、株式会社香川銀行（頭取 山田 径男）及び香川県信用組合（理事長 右川 俊二）が実施しております「預金等の相続手続に関する書類・手続の共通化」に参加することとなりましたのでお知らせします。

今後、お客さまの一層の利便性向上に取り組んでまいります。

記

1. 実施日

金融機関名	実施日
高松信用金庫、観音寺信用金庫	令和5年10月2日（月）
香川県信用組合	令和5年8月1日（火）
百十四銀行、香川銀行	令和5年4月3日（月）

2. 共通化の目的

- （1）高齢化社会の進展により、今後、相続の増加が予想されるなか、預金等の相続手続は、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの煩雑さが課題でした。
- （2）このようななか、地域のお客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、令和5年4月から百十四銀行及び香川銀行において相続手続きの共通化を開始し、さらに令和5年8月には香川県信用組合も相続手続きの共通化を開始しました。
- （3）今般、高松信用金庫及び観音寺信用金庫が本取組に参加することで、お客さまの利便性のさらなる向上並びにサステナブルな社会の実現に努めてまいります。

3. 共通化の概要

- （1）相続手続依頼書類の様式・記入方法の共通化
- （2）ご提出いただく確認書類の共通化
- （3）相続手続の簡素化基準の共通化

（注）本件は相続手続を共同で実施するものではないため、必要書類の提出等は金融機関ごとに必要となります。また、金融機関ごとに一部相違する取扱いもあります。

◆関連するSDGs



ご報道機関の方のお問合せ先

高松信用金庫 事務管理部

担当：國村

電話：087-836-3026

観音寺信用金庫 業務管理部

担当：林

電話：0875-25-2181